

外国特許トピックス

2020年3月
特許業務法人 志賀国際特許事務所
外国事務部 加藤基志

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

新型コロナウイルスに関する主要国特許庁の対応(2020年3月31日時点の情報)

新型コロナウイルスの感染が世界中に拡大し、各国特許庁はそれぞれの国の状況に応じて対応しています。今回は、2020年3月31日時点で確認できた新型コロナウイルスに関する各国特許庁のうち、主な国の対応を紹介いたします。

1. アメリカ大陸

■米国

米国特許庁は、2020年3月16日から一般人の立ち入りを禁止しました(庁業務自体は継続されています)。そして、新型コロナウイルスの影響により庁の通信に適時に応答することができず、その結果、その出願が放棄されたかまたは再審査手続きが終了もしくは制限された場合、米国特許庁は故意でない遅延を根拠とする回復申請書提出に係る庁手数料を放棄するとしつつ、法律に定める日付または要件の放棄または延長を認めないとしています。また、優先権主張期限や特許料納付期限など特定の手続きについて申請による期限延長はできないとしています。

■ブラジル

ブラジル特許庁は、2020年3月16日から2020年4月14日の期間に期限が到来する手続きは特許庁が再開する 2020年4月15日まで自動延長 されることを発表しました。

2. 欧州(EPO)

現時点で感染の中心になっている欧州においてドイツにある欧州特許庁は、2020年3月15日以降に到来する手続き期限は 2020年4月17日(必要に応じてこの日付はさらに延びる可能性有り)まで自動延長 されることを発表しました。また、2020年4月17日までに予定されているすべての口頭審理および異議申立手続きがテレビ会議による開催であることを確認できない限り、さらに通知があるまで延期することを決定しました。
※2020年4月1日からの庁費用値上げについて、納付期限延長の利益を考慮して2020年3月31日以前に納付期限を有する手数料は2020年4月1日以後に納付されても値上げ後の庁費用は適用されません。

3. アジア

■東アジア

日本、台湾の特許庁は特別な対応を取らず、オンラインによる手続きを推奨して各種手続きを通常どおり受け付けています。これに対して、韓国特許庁は新型コロナウイルスの影響で手続き期限を徒過してしまった場合はその証拠資料を添えて期限延長申請を行うことを認め、香港特許庁はオンライン出願の受け付けなど限定した業務を行っています。中国特許庁は、新型コロナウイルスの影響で結果として権利の喪失について自動延長や時間制限の一時停止ではなく、「不可抗力」を引用して権利の回復を要求することができると発表しました。

■東南/南アジア

マレーシア特許庁は、2020年3月18日から2020年3月31日までの移動管理令施行を受けてこの期間はオンライン手続きのみ受け付け、優先権主張をともなう紙書類出願および年金納付は 2020年4月1日まで、不服申立、異議申立や庁費用納付を含む庁通知の期限は2020年4月30日まで自動延長を認めます。

フィリピン特許庁は、マニラ首都圏が2020年3月16日から2020年4月14日まで事実上閉鎖されたため、この期間内に期限が到来する手続きは 2020年4月15日に行う必要がある としています。

タイ特許庁については特許庁の発表を確認できていませんが、新型コロナウイルスの影響により各種手続き期限を徒過してしまった場合、正当な理由や証拠資料等示したうえでウイルス流行の終息後15日以内に期限延長申請ができるとする情報があります。

インド特許庁は、新型コロナウイルスの影響により各種手続き期限を徒過してしまった場合、ウイルス流行の終息後1ヶ月以内に期限延長申請ができる としました。また、2020年3月25日から2020年4月14日まで国内封鎖措置が取られたことを受けて、この期間に期限が到来する手続きは特許庁が再開する 2020年4月15日まで自動延長される ことを発表しました。

4. 新型コロナウイルス対応で外出禁止や在宅勤務が求められている国が多く、人との接触を回避するための電話会議、郵送物を受け付けない代わりにオンライン手続きや庁書類ペーパーレス発行の需要が増加しました。特にペーパーレス化は今回のウイルス対策により思わぬ後押しとなり、今後も各国で拡大していくと思われます。

現在は自動延長を認めていない国も今後の状況次第で対応に変更があるかもしれませんので、事態が収束するまでは最新情報を入手する必要があります。上記で紹介した以外の国についても別紙にて情報をまとめましたのでご覧ください(入手可能な範囲で更新してまいります)。

※弊所の外国出願に関する期限管理は、現時点では安全サイドに立って通常庁期限に合わせて行います。

以上

【別紙】新型コロナウイルスに関する各国特許庁の対応（2020年3月31日時点）

地域	国		特許庁発表確認	最新日付	内容		
					庁業務	庁期限の自動延長	その他
北米	US	アメリカ	○	2020年3月19日	・中断せずに運営されている。	不可	・審査官面談や口頭審理など対面業務は行わず、電話またはビデオのいずれかでリモートで実施しています。 ・特許庁への一般人の開放は認められていません。 ・法定期限や法定要件の免除または延長は認められていませんが、特許庁がコロナウイルスの影響を「特別な状況」と見做した場合は、限られた状況で復活する請願に関連する手数料を免除することを発表しました。
	CA	カナダ	○	2020年3月19日	・中断せずに運営されている。	2020年3月16日から2020年3月31日までに到来する期限を2020年4月1日まで延長する。	
中米	MX	メキシコ	×	2020年3月26日	・中断せずに運営されている。	2020年3月24日から2020年4月19日までに到来する期限を2020年4月20日まで延長する。	
南米	BR	ブラジル	○	2020年3月24日	・中断せずに運営されている。	2020年3月16日から2020年4月14日までに到来する期限を2020年4月15日まで延長する。	・審査官および従業員との対面の会議は一時停止され、質問または説明は電子的に行う必要があります。
	AR	アルゼンチン	×	2020年3月19日	・特許庁は閉まっているがオンラインは機能している。	2020年3月12日から2020年4月3日までに到来する期限を2020年4月6日まで延長する。	
欧州	EP	欧州	○	2020年3月18日	・中断せずに運営されている。	2020年3月15日以降に到来する期限を2020年4月17日まで延長する。	・2020年4月17日までの支払期間の延長及び更新手数料の納付期限の延期から完全に利益を受けることができるようにするため、庁は、2019年12月12日の決定により決定された手数料の新たな金額は、2020年3月31日以前に納付期限を有する手数料又はその納付期限が2020年3月31日までに満了する手数料に関して2020年4月1日以後に行われる支払には適用されないことを決定しました。
	DE	ドイツ	○	2020年3月20日	・中断せずに運営されている。	・ドイツ特許商標庁によって付与された期限は延長され、2020年5月4日まで、期限経過に関する決定は行われません。 ・期限の延長に関する個別の通知は発行されません。 ・ドイツ特許商標庁が設定する期限は、状況が許す限り寛大になります。 ・ドイツ特許商標庁は、法律で定められた期限を延長することを許可されていません。	・予定されている公聴会と口頭審理は、追って通知があるまで行われず、職権によりキャンセルされます。職権によるキャンセルは書面で通知されます。
	TR	トルコ	×	2020年3月23日	・中断せずに運営されている。	不可	
ロシア周辺	IL	イスラエル	×	2020年3月31日	・中断せずに運営されている。	不明	
	RU/EA	ロシア/ユーラシア	×	2020年3月30日	・中断せずに運営されている。	大統領令の外出禁止期間（2020年3月30日から2020年4月3日）までに到来する期限を翌営業日の2020年4月6日まで延長する。	・両特許庁は数地への物理的なアクセスを制限しており、紙の文書を受け取りを制限しています。
	UA	ウクライナ	×	2020年3月27日	・中断せずに運営されている。	不可	・ウクライナ特許庁は、オンラインまたは郵送で引き続き申請書やその他の文書を受け入れます。 ・現時点では、公聴会に関する公式な通知はありませんが、実際には延期されています。 ・期限は延長されていません。 ・ウクライナ特許庁は、オンラインまたは郵送で引き続き申請書やその他の文書を受け入れます。
	KZ	カザフスタン	×	2020年3月27日	・中断せずに運営されている。	不可	・カザフスタン知的財産庁は、電子メールまたは郵送によるオンラインでの申請および文書を引き続き受け入れます。 ・法廷でのヒアリングはビデオ会議を介してリモートで開催されます。 ・期限は延長されていません。
東アジア	JP	日本	○	2020年3月27日	・中断せずに運営されている。	不可	
	CN	中国	○	2020年3月30日	・中断せずに運営されている。	不可	期限を守らなかった結果としての権利の喪失については自動延長や時間制限の一時停止ではなく、「不可抗力」を引用して権利の回復を要求することができます。権利者は、当事者が障害の解除された日から2か月以内に権利の回復を要求することができます。要求者は、この状況での権利の回復に料金を支払う必要はありませんが、要求の理由を記載した書面の要求を提出し、対応する補足資料を添付する必要があります。
	HK	香港	○	2020年3月28日	・中断せずに運営されている。	不可	・特許庁は限定的なサービス（オンラインによる手続きなど）に限定して運営しています。
	KR	韓国	○	2020年3月24日	・中断せずに運営されている。	不可	・コロナウイルスに関連する何らかの理由で、文書の提出またはKIPOへの手数料の支払いに関する法定の期限を遵守できなかった申請者に対する期限延長の許可が含まれます。 ・影響を受ける申請者は、説明文および証拠資料とともに、救済措置のリクエストまたは支払い明細書を提出するよう求められます。 ・コロナウイルスの拡散を防ぐために、オンラインサービスと電話インタビューを利用し、審査官や行政裁判官を実際に訪問することは避けるよう呼びかけています。
	TW	台湾	×	2020年3月24日	・中断せずに運営されている。	不可	

【別紙】新型コロナウイルスに関する各国特許庁の対応（2020年3月31日時点）

地域	国		特許庁発表確認	最新日付	内容		
					庁業務	庁期限の自動延長	その他
東南アジア	SG	シンガポール	○	2020年3月30日	・中断せずに運営されている。	不可	
	TH	タイ	×	2020年3月31日	・中断せずに運営されている。	不可	
	MY	マレーシア	○	2020年3月20日	・中断せずに運営されている。	・期間内に納期が到来する優先権主張する出願の紙書類の申請は、2020年4月1日まで延長することができます。 ・不服申立、異議申立及び支払を含むオフィスアクションに対応する庁期限は、2020年4月30日まで延長されます。 ・年金納付期限は、2020年4月1日まで延長されます。	・期間中に予定されていた商標、特許及び意匠に関する聴聞会は、後日に再開されます。
	PH	フィリピン	○	2020年3月19日	・特許庁の業務は2020年3月16日から2020年4月14日まで停止されます。	2020年3月16日から2020年4月14日までに到来する期限を2020年4月15日まで延長する。	・この間の紙での書類提出は認められません。
	VN	ベトナム	×	2020年3月31日	中断	不明	・2020年3月30日、ベトナム知的財産局はコロナウイルス感染の可能性があるため一時的に閉鎖されました。IPベトナムが閉鎖される期間は不明です。 ・2020年3月30日期限のすべての手続きにおける申請およびその他のすべての文書の提出に関するすべての期限は、翌営業日に自動的に延長されます。
	ID	インドネシア	○	2020年3月20日	・特許庁の業務は2020年3月31日まで停止されます。	明確な言及無し。	
南アジア	IN	インド	○	2020年3月25日	・特許庁の業務は2020年3月25日から2020年4月14日まで停止されます。	2020年3月25日から2020年4月14日までに到来する期限を2020年4月15日まで延長する。	・新型コロナウイルスの影響により各種手続き期限を超過してしまった場合、ウイルス流行の終息後1ヶ月以内に期限延長申請ができます。
オセアニア	AU	オーストラリア	○	2020年3月26日	・中断せずに運営されている。	不可	
	NZ	ニュージーランド	○	2020年3月18日	・中断せずに運営されている。	不可	
中東	KW	クウェート	×	2020年3月31日	中断	不明	・2020年4月12日まで特許庁を含むすべての政府機関は閉鎖されています。
	JO	ヨルダン	×	2020年3月31日	中断	不明	ヨルダン政府は最初の閉鎖期間を再評価し、3月29日にすべての公的および私的事業体の閉鎖をさらに14日間に延長する通知を発行しました。 上記に照らして、ヨルダンの商標および特許庁は閉鎖されたままになります。すべての商標と特許のe-filingシステムは今年の初めから制定されていましたが、実質的に停止され、再開するまでオンラインで提出されたすべての申請は処理されません。
	IQ	イラク	×	2020年3月31日	中断	不明	・イラクの商標局は現在、2020年4月11日まですべての業務を停止しています。
	IR	イラン	×	2020年3月18日	不明	不明	・イラン知的財産局は、労働時間を一時的に減らし、午後1時に閉鎖することを決定したと発表しました。
	SA	サウジアラビア	×	2020年3月23日	・中断せずに運営されている。		・サウジアラビア知的財産局は閉鎖されています。ただし、すべての知的財産の作業は3月31日までオンラインで行われます。
	LB	レバノン	×	2020年3月23日	中断	不明	・追って通知があるまで、緊急事態および全国的な停止の状態、レバノンの商標局は、2020年3月29日まで営業を停止しました。
	SY	シリア	×	2020年3月31日	中断	不明	・シリアの特許商標局は、追って通知があるまで業務を一時停止すると発表しました。
	OM	オマーン	×	2020年3月31日	・中断せずに運営されている。	不明	・すべての知的財産訴訟の法的期限を延期しました。 ・オマーンの知的財産総局はまだ稼働しているが、営業時間が短縮されています。
	AF	アフガニスタン	×	2020年3月31日	中断	不明	2020年3月28日の時点で、カブールのすべての政府機関は最初の3週間閉鎖されました（この期間の終わりに政府により再評価されます）。アフガニスタン特許商標庁（APTO）は、指定された期間に該当する期限に関する公式声明をまだ発表していませんが、すべての期限は自動的に最初の営業日に延長されると想定できます。
アフリカ	LY	リビア	×	2020年3月23日	不明	不明	・2020年3月29日まで、特許商標庁を含むすべての政府機関は閉鎖されています。
	ZA	南アフリカ	×	2020年3月31日	中断	不明	・南アフリカ特許庁は、2020年3月24日から2020年4月30日まで閉鎖することを発表しました。
	EG	エジプト	×	2020年3月31日	中断	不明	エジプトの商標局および特許庁は、2020年4月8日まですべての業務を停止しました。
	SD	スーダン	×	2020年3月18日	不明	不明	知的財産局は、新しい申請のみを受け入れ、他のすべてのサービスは3月18日から3月31日まで停止されます。
	TN	チュニジア	×	2020年3月31日	中断	期限は2020年4月6日まで自動的に延長されます。	チュニジア特許商標庁は2020年4月6日まで運営を停止しています。
	MA	モロッコ	×	2020年3月31日	・中断せずに運営されている。	不明	政府は、3月20日から追って通知があるまで、全国で健康上の緊急事態と移動の制限を宣言しました。モロッコ特許商標局は定期的に運営されていますが、すべての申請をオンラインで提出するよう申請者に要求しています。
	ET	エチオピア	×	2020年3月31日	中断	不明	エチオピア知的財産局は、追って通知があるまですべての業務を一時停止しました。